

令和7年度 酒井根中部活動ガイドライン

- ① 1週間の中で、平日に1日分以上の休養日を設定する。また、平日の活動は放課後の完全下校時刻までとする。
- ② 休養日を明記し毎月25日をめやすに翌月の予定表を保護者に配布する。また、各部1枚学校に提出すること。
- ④ 定期試験4日前から、試験終了日の朝までを停止期間とする。
- ⑥ 原則、1日の練習時間は、平日は2時間程度、土日・祝日は3時間程度を限度とする。
- ⑦ 特別練習・延長練習については「総合体育大会」、「新人戦」、「春の大会」、「1年生大会」とそれに伴う県・関東・全国大会を対象とする。文化部は総合体育大会等がないのでこの限りではない。(吹奏楽部を除く)
- ⑧ 長期休業中の活動については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ⑨ 完全下校は16時30分とする。
- ⑩ 学校から保護者に対して送迎(乗り合わせ)の依頼を行ってはいけない。
* 保護者による任意の送迎については、事故等が起きた際の責任が保護者にあることや様々なリスクが伴うことについて事前に説明し、承認を得る。

繁忙期

運動部	4月～7月、9～10月（11月県大会出場時） 陸上競技長距離部・特設駆逐部は除く
文化部	4月～7月、9～11月